

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1155））

2. 日 時：平成30年7月26日 14時00分～17時40分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、
植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官、
竹内技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 副室長 他15名

東北電力株式会社：土木建築部（火力原子力土木） 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力土木室 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る屋外重要土木構造物の耐震安全性評価について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第572回審査会合資料【論点-3】立坑構造物の解析モデル変更について>

○ 立坑構造物に対する水平2方向の検討方針について、整理して提示すること。

<屋外重要土木構造物の耐震照査結果について>

○ 取水構造物の①—①断面のせん断力照査において、せん断補強筋の有無を記載すると共に、S_s-14、S_s-21等における照査値が大きい理由を考察し、追加検討ケースの必要性を検討し、整理して提示すること。

○ 屋外二重管（C—C断面（杭基礎部））、常設低圧代替注水系配管カルバート、可搬型設備用軽油タンク基礎（①—①断面（鋼管杭））における追加検討ケースについて検討すること。

<屋外重要土木構造物の耐震安全性評価について>

○ 耐津波設計上、止水性を要求される屋外重要土木構造物の部位の地震後の止水性について検討し提示すること。

○ 新設の構造物における部材の許容応力度設計の考え方について、要求機能の保持の観点から整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・屋外重要土木構造物の耐震照査結果について（波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラスの土木構造物を含む）
- ・工事計画に係る補足説明資料 耐震性に関する説明書のうち 補足-340-8【屋外重要土木構造物の耐震安全性評価について】